

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の 今後の対応について

令和2年3月23日

福島県入札監理課

福島県発注工事及び業務（調査、設計及び測量等）の取扱いについて、別途お知らせするまでの間、下記のとおりといたします。

記

1 工事又は業務の一時中止措置の取扱い

これまで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、受注者から申し出がある場合に、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき、工事や業務を最長で令和2年3月19日まで一時中止措置等を行ってきたところです。

同日以降の対応については、受注者から一時中止措置等の延長の希望がある場合、延長を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組状況（テレワークや時差出勤の状況等）、従業員の状況（従業員自身の健康状態、臨時休校に伴う育児の必要性等）、地方公共団体からの活動自粛要請などの事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき、工事又は業務の一時中止や設計図書等の変更を行う。

また、3月19日までに一時中止措置等を実施していない受注者について、今後受注者が自ら工事又は業務の一時中止等の意向を申し出る場合も同様とする。

2 工事及び業務の再開に当たっての感染拡大防止対策

工事及び業務の再開に当たっては、受注者及び発注者双方において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策が適切に実施されるよう取り組む。

3 一時中止措置等に伴う繰越等の措置

1の措置に伴い、工期又は履行期間が年度を越える可能性がある場合には、繰越手続き等の適切な措置を行う。